

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起と同日)
(當日が休日は翌日)

附 則

この条例は、昭和四十年九月一日から施行する。

規 則

鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年八月三十一日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第四十三号

鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則の一部を改正する規則

鳥取県警察証明書交付手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十年八月三十一日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則の一部を改正する規則

鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則(昭和三十五年八月鳥取県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号を次のように改める。

鳥取県条例第三十一号

鳥取県警察証明書交付手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察証明書交付手数料条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

別表中「交通事故證明」を

自動車保管場所證明	一件につき 百円
"	百円

に改める。

別記様式第1号

※狩獵免許番号

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

鳥取県知事 氏

名 殿

年 月 日

住 所	
職 業	
ふりがな	
氏名及び印	(印)
生年月日	年 月 日 生

狩 獵 免 許 申 請 書

下記のとおり、狩獵免許を受けたいので鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律第3条の規定により申請します。

記

受けようとする狩獵免許の種類 (該当する種類及び番号を○で囲むこと。)	甲	1 網 (かすみ網を除く。) 2 わな
	乙	3 装薬銃 (銃砲所持許可証番号第 号) 4 ガス力により弾丸を発射する銃器
	丙	5 空気銃 (銃砲所持許可証番号第 号)
	1 な い 2 あ る	
	年 月 日 処 分 の 内 容	
鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律又はこれに基づいて定める省令若しくは都道府県規則に違反して罰金以上の刑に処せられたことがあるかどうか (該当する番号を○で囲むこと。)。 ある場合は、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがないようになつた年月日	1 な い 2 あ る	
	年 月 日	狩獵免許を取り消した都道府県知事名
職業分類 (該当する番号を○で囲むこと。)	1 専門的、技術的職業従事者 2 管理的職業従事者 3 事務従事者 4 販売従事者 5 農林業作業者 6 漁業作業者 7 採鉱・採石作業者 8 運輸・通信従事者 9 技能工、生産工程作業者 10 単純労働者 11 保安職業従事者 12 サービス職業従事者 13 分類不能の職業 14 無職	
※ 備 考		

- 注 1 狩獵者講習修了証明書、狩獵者講習修了証明書を有することを証するに足る書面又は狩獵に関する知識を有することの認定書を添えること。
- 2 収入証書を使用する場合は、裏面にはりつけること。
- 3 最近6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽のライカ版の写真を添えること。
なお、写真の裏面には住所及び氏名を記入すること。
- 4 乙種狩獵免許又は丙種狩獵免許を申請する者が銃器を2挺以上所持しているときは、乙、丙の区分ごとに主として狩獵に使用する銃器の所持許可証の番号を記入すること。
- 5 ※印欄には、申請者は、記入しないこと。

印發行所

鳥取県鳥取市東町一谷丁町目

鳥取県印刷所

〔定価一部一箇月三百円(送料を含む)〕